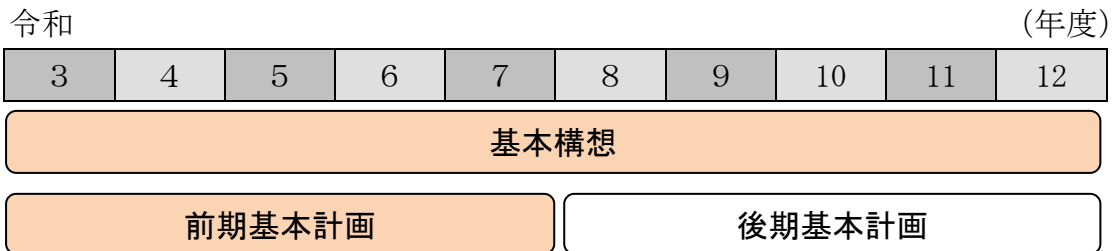


第5次瑞穂町長期総合計画策定の基本的事項について

1 計画策定の基本的事項

第5次長期総合計画では、現在進行している土地区画整理事業等の都市基盤整備や、多摩都市モノレールの延伸をはじめとする公共交通や公共施設維持管理等の各種事業を効率的かつ効果的に推進するほか、住民及び地域と町との協働、安全で安心なまちづくり等に対する住民ニーズを的確に把握し、さらに地方創生への対応を図りながら自立した快適で安全な町を形成していくための方針を示した総合計画とする必要があります。また、各課で策定する各種個別計画とも連携しながら、計画策定を進めます。

2 計画の構成及び期間



令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、国が行う制度改正や社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応するため、中間年（令和7年度）において、基本計画を見直し、後期基本計画（令和8年度から令和12年度まで）を策定する予定です。

3 策定体制

別紙資料4のとおりです。

4 策定スケジュール概要

※詳細は別紙資料5のとおりです。

- (1) 策定方針を議員全員協議会に説明（平成31年1月）
- (2) 長期総合計画策定委員会の設置（平成31年4月）
- (3) 住民意見募集（平成31年4月）
- (4) 住民意識調査の実施及び集計（令和元年8月・9月）
- (5) 長期総合計画審議会の設置・町長から諮問（令和元年9月）
- (6) 職員意識調査及び提案募集（令和元年10月）
- (7) (仮称) まちづくり懇談会の実施（令和元年11・12月）
- (8) みずほ小・中学生議会の提案（令和2年1月；取組開始は令和元年9月から）
- (9) 審議会から町長へ「基本構想」の答申（令和2年7月）
- (10) 総合計画素案の公表と意見聴取（令和2年10月）
- (11) 総合計画案を議会提案（令和2年12月）
- (12) 総合計画書製本（令和3年3月）